

阿賀野市条例第29号

阿賀野市瓢湖管理条例の一部を改正する条例

阿賀野市瓢湖管理条例（平成16年阿賀野市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（釣魚）

第6条 瓢湖は、釣魚禁止とする。

第7条を削る。

第8条中「及び釣魚をする者」を削り、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。